# 今後2年間の審議予定案件について

環境政策部会・自然環境部会(サステナブル社会推進課)・・・	1
生活環境部会(環境管理課、環境指導課)・・・・・・・・・・	6
鳥獣部会(鳥獣対策・里山振興課)・・・・・・・・・・・	9
温泉部会(薬発課)・・・・・・・・・・・・・・・	1 4

## 第4次徳島県環境基本計画の進捗管理

#### 1 概要

徳島県環境基本条例第10条の規定に基づく「徳島県環境基本計画」は、「人と自然との共生」「持続的発展が可能な社会の構築」「地球環境保全に向けた地域の取組」という3つの基本理念のもと、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を定めたもの。

#### 2 現計画の概要

【基本コンセプト】 「県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築」 【目指すべき環境の将来像】 "美しい環境を守り、継承しながら 「サステナブルな新しい暮らし」が実現した徳島へ"

#### 【重点戦略及び共通戦略】

- ①「かえる」: 暮らしをかえる徳島県版「GX」の展開
- ②「めぐる」:全てがめぐる持続可能な循環型社会の構築
- ③「まもる」: 地域でまもる生物多様性の継承

+ 全てに共通する「県民主役」

#### 【主要取組】

- 1 GXとくしま
- 2 好循環とくしま
- 3 癒やしの郷とくしま
- 4 県民主役とくしま

## 3 計画期間

2024 (令和6年度) から2028 (令和10年度) までの5年間

#### 4 点検・評価・改定スケジュール

(1) 令和6年度実績進捗点検

~令和7年1月頃 令和7年2月(予定) 令和7年3月頃

令和6年度実績見込数値の確認・点検・評価 環境審議会環境政策部会による意見・提言 県ホームページに計画の進捗状況公表

(2) 令和7年度実績進捗点検

~令和8年1月頃 令和8年2月(予定) 令和8年3月頃 令和7年度実績見込数値の確認・点検・評価 環境審議会環境政策部会による意見・提言 県ホームページに計画の進捗状況公表

## 徳島県GX推進計画の進捗管理

## \_1\_ 概要

県の「総合計画」や、「徳島県環境基本計画」を上位計画とする、地球温暖化対策に 関する個別計画であり、地球温暖化対策推進法第21条第3項に定める「地方公共団 体実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第12条に定める「地域気候変動適応 計画」等に位置づける。

本県の脱炭素やエネルギー施策を総合的かつ一体的に推進するため、5計画を統合。

#### 2 現計画の概要

【基本コンセプト】 「県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築」

「サステナブルな新しい暮らし」の実現 【目指すべき将来像】

【重点戦略】 「かえる」: 暮らしをかえる徳島県版「GX」の展開

【主要取組】 1 クリーンエネルギーの最大限導入

2 省エネルギー対策の徹底

3 脱炭素に向けた循環型社会の構築

4 地域資源を活用した吸収源対策

5 県民総ぐるみによるGXの加速

## 3 計画期間

2024 (令和6年度) から2028 (令和10年度) までの5年間

#### 4 点検・評価・改定スケジュール

(1) 令和6年度実績進捗点検

~令和7年1月頃 令和7年3月頃

令和6年度実績見込数値の確認・点検・評価 令和7年2月(予定) 環境審議会環境政策部会による意見・提言 県ホームページに計画の進捗状況公表

(2) 令和7年度実績進捗点検

~令和8年1月頃 令和8年2月(予定) 令和8年3月頃

令和7年度実績見込数値の確認・点検・評価 環境審議会環境政策部会による意見・提言 県ホームページに計画の進捗状況公表

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例に基づく 「指定希少野生生物」の指定等について

## 1 概 要

- ・県は、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」第9条に 基づき、希少野生生物のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、 「指定希少野生生物」として指定することができる。
- 「指定希少野生生物」の捕獲、採取、殺傷、損傷は原則として禁止。(学術研究等の目的で捕獲する場合等は、知事の許可が必要)
- 「指定希少野生生物」を新たに指定しようとするときは、条例第9条第2項により「県はあらかじめ、<u>審議会の意見を聴かなければ</u>ならない」ことが規定されている。
- ◇指定希少野生生物(計16種:植物10種、動物6種)※別紙参照

## 2 指定の流れ

- ①「希少野生生物保護検討委員会」で候補種の検討
- ②「環境審議会 自然環境部会」で指定案の審議、答申
- ③ 指定案の告示(利害関係人は意見書の提出が可能(14日以内))
- ④ 公聴会の開催(指定に関し、広く意見を聴く必要がある場合等)
- ⑤ 指定の告示
- ◆希少野生生物保護検討委員会

県内に生息・生育する希少野生生物の保護対策について検討するため、 平成21年10月に設置。委員は、動植物分類群毎の専門家等(計10名)で構成。

## 3. 今後のスケジュール

今後、指定種検討案件が発生した際には、県から環境審議会へ諮問を行う。

#### <直近3年間の状況>

_							
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	指定件数	1件	O件	0件			

※ナルトギセル(令和3年5月11日指定)

#### 4. その他

「指定希少野生生物」の指定のほか、

「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」に基づき、

- ①「希少野生生物保護区」の指定(第20条)
- ②「回復事業計画」の策定(第34条)

<u>を行うときは、「</u>県はあらかじめ、<u>審議会の意見を聴かなければならない」</u>ことが規定されている。

今後「希少野生生物保護区」の指定及び「回復事業計画」の策定の案件が発生した際には、県から環境審議会へ諮問を行う。

#### □参考

- ①「希少野生生物保護区」の指定(条例第20条) 指定希少野生生物、国内希少野生動植物種又は希少野生生物群の保護のために 必要があると認めるときに、その個体の生息又は生育の状況等を勘案して保護 のため重要と認める区域を指定するもの。
- <希少野生生物保護区> 旭ヶ丸希少野生生物保護区(平成20年9月18日指定)
- ②「回復事業計画」の策定(条例第34条) 指定希少野生生物等の保護のために必要があると認めるときに、 回復事業の目標、区域、事業の内容等を策定するもの。
- <回復事業計画> オヤニラミ回復事業計画(平成28年9月12日策定)

## 徳島県指定希少野生生物一覧(令和6年10月21日現在)

動植物	種名 (指定年月日)	区分	県版レッドリスト	参考:国レッドリスト	画像
	アカウミガメ (平成19年9月7日)	は虫類	絶滅危惧 I B	絶滅危惧 I B	
	オヤニラミ (平成19年9月7日)	魚類	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	
動物	スナヤツメ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧Ⅱ類	
±91 (V)	クチキレムシオイ (平成19年9月7日)	無脊椎動物	絶滅危惧 I A	絶滅危惧I類	
	ルイスハンミョウ (平成30年2月15日)	昆虫類	絶滅危惧 I B	絶滅危惧 I B	
	ナルトギセル (令和3年5月11日)	無脊椎動物	分類なし	絶滅危惧 I A	and the second
	キリシマイワヘゴ (平成19年9月7日)	維管束植物	絶滅危惧IA	絶滅危惧 I A	und and
	ジンリョウユリ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	434
	レンゲショウマ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	分類なし	
	キレンゲショウマ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧Ⅱ類	
植物	スズカケソウ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I A	
110 170	タカネバラ (平成20年9月18日)	"	絶滅危惧 I A	分類なし	
	チョウジソウ (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧 I A	準絶滅危惧種	
	キバナノセッコク (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	1
	アワムヨウラン (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧IA	絶滅危惧 I A	
	オオクグ (平成24年3月30日)	"	絶滅危惧IA	準絶滅危惧種	

## 〇「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」の策定

## 1 概要

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、徳島県は、管轄する区域の公共 用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視する義務があり、同法第 16条の規定に基づき、毎年、国及び地方公共団体と測定の調整を図り、次 年度の「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」(以下「測定計画」 という。)を策定している。(測定計画の策定については、地方自治法第2条 第9項第1号に規定する「第1号法定受託事務」である。)

## 2 計画期間

1年ごとの単年度計画(4月1日から翌年3月31日まで)

## 3 内容

公共用水域及び地下水の水質の測定について必要な事項を定める。

(1) 測定項目

p H (水素イオン濃度)、B O D (生物化学的酸素要求量)、C O D (化学的酸素要求量)、D O (溶存酸素量)など、環境基準項目及び要監視項目等

(2) 測定地点

河 川:主要18河川を含む37河川

海 域:県内全海域(9海域)

地下水: 県内約40地点

(3) 測定方法

国の定める方法(昭和46年環境庁告示第59号など)

(4) その他必要な事項

測定回数など

## 4 スケジュール

12月頃 関係機関と協議

県から環境審議会へ諮問

1月頃 環境審議会生活環境部会の開催

環境審議会から県へ答申

3月 策定

## 〇「徳島県生活環境保全条例」の一部改正

## 1 改正の理由

本県では、土砂等の埋立て等について、土壌汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに県民の生活の安全を確保することを目的に、徳島県生活環境保全条例(土砂等の埋立て等に関する環境保全)において、必要な規制を行っている。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)が令和5年5月に施行された。新たに制定された盛土規制法では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制された。

現条例における目的の一つである災害の発生の防止と、盛土規制法の制定目的が重複している状況を踏まえ、条例の一部を改正する必要がある。

## 2 概 要

- (1) 盛土規制法と重複する規制等の整理
- (2) その他所用の改正

## 3 スケジュール(予定)

令和6年11月下旬 県から環境審議会へ諮問

12月 環境審議会生活環境部会の開催

パブリックコメントの実施

令和7年 1月下旬 環境審議会生活環境部会の開催

環境審議会から県へ答申

2月 2月県議会 条例改正

## 第六期徳島県廃棄物処理計画の策定

#### 1 計画の趣旨

環境大臣が定める「基本方針」に基づき、県内の廃棄物に関し、排出抑制、循環的利用、適正処理を図るための具体的な計画を策定するもの。

#### 2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間 (現計画:令和3年度から令和7年度までの5年間)

#### 3 基本方針(令和5年6月30日)

脱炭素化の推進、循環経済への移行など廃棄物を取り巻く情勢変化を踏まえながら、「循環型社会」への更なる転換を目指し、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用(再使用・再生利用・熱回収)や適正処分等を県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進する。

#### 4 計画の概要

「一般廃棄物実態調査(毎年度実施)」、「産業廃棄物実態調査(令和6年度実施)」等のデータに基づき、第五期計画の点検評価を踏まえて、廃棄物処理の中期的な施策の方向性を定める。

#### 5 計画への記載事項

- (1) 廃棄物の種類ごとの発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量など適正処理に関する基本的事項(目標値の設定を含む)
- (3) 廃棄物処理体制の確保に関する事項
- (4) 非常災害時における上記(2)、(3) に関する施策を実施するために必要な事項

#### 6 スケジュール

令和7年11月下旬 11月議会へ報告(骨子)

12月上旬 環境審議会諮問

令和8年 1月下旬 環境審議会生活環境部会(素案)

市町村意見聴取

パブコメ

2月下旬 2月議会へ報告(案)

3月下旬 環境審議会生活環境部会(案)

環境審議会答申

策定

#### ○ 鳥獣保護区特別保護地区の再指定

## 1 目 的

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる区域について、「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、 鳥獣保護区特別保護地区の指定(期間満了に伴う再指定を含む)を行うもの。

#### 2 内容

- (1)令和7年度指定箇所(予定)
  - · 高越山鳥獣保護区特別保護地区(再指定:100ha)
  - •鳴滝鳥獣保護区特別保護地区(再指定:64ha)
- (2) 令和8年度指定箇所(予定)
  - · 高丸山鳥獣保護区特別保護地区(再指定: 29ha)
  - · 轟鳥獣保護区特別保護地区(再指定:120ha)

#### 3 指定期間

- (1) 令和7年(2025年)11月1日から令和17年(2035年)10月31日まで(10年間) (現指定期間:平成27年(2015年)11月1日から令和7年(2025年)10月31日まで)
- (2) 令和8年(2026年)11月1日から令和18年(2036年)10月31日まで(10年間) (現指定期間:平成28年(2016年)11月1日から令和8年(2026年)10月31日まで)

#### 4 スケジュール

- 例年 5月 指定予定地の現地調査 等
  - 6月 公聴会の開催
  - 7月 県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議鳥獣部会の開催
  - 8月 環境審議会から県へ答申
  - 11月 再指定(県報告示)

#### 〇 「第14次徳島県鳥獣保護管理事業計画」の策定

#### 1 概 要

現行の「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間であることから、鳥獣保護管理法第4条の規定に基づき、同法第3条に基づき国が策定する「基本指針」に即して、令和9年度からの新たな計画期間に向け、「第14次徳島県鳥獣保護管理事業計画」の策定を進める。

## 2 内容

- ・ 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
- ・鳥獣の人工増殖及び放獣等に関する事項
- ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵等の許可に関する事項
- ・特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項
- ・特定計画の策定に関する事項
- ・鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ・ 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- その他

#### 3 計画期間

令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)まで(5年間) (現計画:令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)まで)

## 4 スケジュール

令和8年10月 県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議

鳥獣部会の開催(素案)

12月 パブリックコメントの実施

令和9年 1月 <u>鳥獣部会の開催(答申案)</u>

環境審議会から県へ答申

#### 〇 「第6期徳島県ニホンジカ適正管理計画」の策定

#### 1 概 要

現行の「第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間であることから、鳥獣保護管理法第7条第2項の規定に基づき、令和9年度からの新たな計画期間に向け、「第6期徳島県ニホンジカ適正管理計画」の策定を進める。

#### 2 内容

生息数が著しく増加及び、生息範囲が拡大しているニホンジカについて、生息状況を勘案し、農林業被害や自然生態系への影響を軽減化するため、科学的知見に基づき 管理目標を設定するもの。

## 3 計画期間

令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)まで(5年間) (現計画:令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)まで)

#### 4 スケジュール

令和8年 8月 徳島県ニホンジカ管理計画検討委員会(仮称)で素案を検討

10月 県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議 鳥獣部会の開催 (素案)

12月 パブリックコメントの実施

令和9年 1月 <u>鳥獣部会の開催(答申案)</u> 環境審議会から県へ答申

#### 〇 「第6期徳島県イノシシ適正管理計画」の策定

#### 1 概 要

現行の「第5期徳島県イノシシ適正管理計画」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間であることから、鳥獣保護管理法第7条第2項の規定に基づき、令和9年度からの新たな計画期間に向け、「第6期徳島県イノシシ適正管理計画」の策定を進める。

#### 2 内容

生息数が著しく増加及び、生息範囲が拡大しているイノシシについて、生息状況を 勘案し、農林業被害や自然生態系への影響を軽減化するため、科学的知見に基づき管 理目標を設定するもの。

## 3 計画期間

令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)まで(5年間) (現計画:令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)まで)

#### 4 スケジュール

令和8年 8月 徳島県イノシシ管理計画検討委員会(仮称)で素案を検討

10月 県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議 鳥獣部会の開催 (素案)

12月 パブリックコメントの実施

令和9年1月<u>鳥獣部会の開催(答申案)</u>環境審議会から県へ答申

#### 〇 「第4期徳島県ニホンザル適正管理計画」の策定

#### 1 概 要

現行の「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間であることから、鳥獣保護管理法第7条第2項の規定に基づき、令和9年度からの新たな計画期間に向け、「第4期徳島県ニホンザル適正管理計画」の策定を進める。

#### 2 内容

生息範囲が拡大傾向にあるニホンザルについて、被害状況及び生息状況を勘案し、 生活被害及び農作物被害を防止するため、科学的知見に基づき、生息数の適正な水準 への減少と、生息地の適正な範囲への縮小を図るもの。

## 3 計画期間

令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)まで(5年間) (現計画:令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)まで)

#### 4 スケジュール

令和8年 8月 徳島県ニホンザル管理計画検討委員会(仮称)で素案を検討

10月 県から環境審議会へ諮問、鳥獣部会へ付議 鳥獣部会の開催 (素案)

12月 パブリックコメントの実施

令和9年1月<u>鳥獣部会の開催(答申案)</u>環境審議会から県へ答申

## ◎ 温泉法にかかる掘削等許可における諮問について

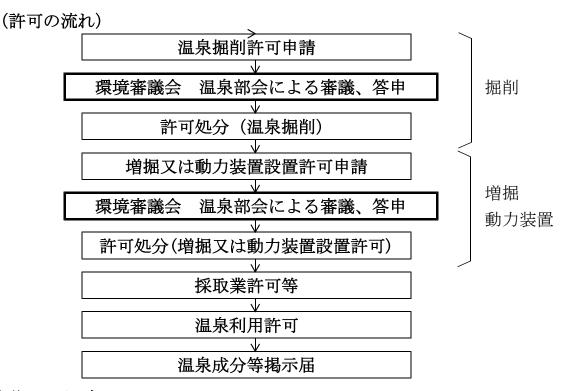
#### 1. 概 要

温泉法第32条(審議会その他の合議制の機関への諮問)により、

- ① 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合
- ② 温泉のゆう出路を増掘、又は動力を装置しようとする場合
- ③ ①、②の許可を取り消す場合
- ④ 温泉源を保護するため、温泉の採取の制限を命ずる場合に、審議会へ意見を聴かなければならないと規定されている。

## 2. 内 容 (審議会への答申等)

温泉がゆう出すると推測される場所によっては、既に、許可を得ている近傍地点での掘削も懸念され、温泉法の第一の目的である「温泉資源の保護」のため、新規掘削の影響が既存温泉に大きな影響を及ばさないか、県環境審議会(温泉部会)の答申を得て許可等の手続を行っている。



#### 3. 今後のスケジュール

申請があった場合に県から環境審議会へ諮問する。前回総会以降は申請なし。

件数/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
掘削許可	1	0	0
動力装置設置許可	0	1	0